

令和4年度 特定教育・保育施設等及び認可外保育施設の

指導監査の基本方針及び重点事項

1. 基本方針

特定教育・保育施設等（公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園）、及び認可外保育施設において、関係通知等に基づく基準等の実施が適正に行われているかどうかを調査し、必要な是正の処置を講ずること等により、特定教育・保育施設等及び認可外保育施設における適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とし、「新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」、「新潟市認可外保育施設立入調査実施要綱」及び「新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱」に基づき実施するものとする。

2. 指導監査方法

指導監査は、公立保育所、私立保育所、認定こども園については実地監査、地域型保育事業、私立幼稚園については実地指導、認可外保育施設については立入調査により実施する。

（実施基準）

（1）公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園：

原則として3年に1回、指導監査を行う。ただし、指摘件数が多い等問題のある施設や、必要と認める場合は、この限りではない。

認定こども園及び私立幼稚園において、自ら公認会計士又は監査法人による外部監査を受け、その報告書等から大きな問題が認められない場合には、会計監査を省略することができる。

（2）認可外保育施設：

原則として2年に1回、指導監査を行う。ただし、相当の長期間経営され、かつ、児童の処遇を始めその運営が優良であると認められる場合は3年に1回とすることができる。

なお、指摘件数が多い等問題のある施設や、必要と認める場合は、この限りではない。

（選定方法）

各施設の過去の指導監査結果等を考慮して、実施基準に基づき福祉部福祉監査課・こども未来部保育課が指導監査対象施設等を決定する。

3. 重点事項

過去の指導監査結果及び最近問題となった事項等を考慮して重点事項を定めて指導監査等を実施する。

（1）公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園

ア 苦情処理体制が整備され、周知されているか。

イ 薬剤、刃物等の危険物の管理や遊具等の安全性の確保、乳幼児突然死症候群等の防止など、事故防止に取り組んでいるか。また、事故発生時の対応、原因究明、再発防止の取り組みが

適切に行われているか。

ウ 感染症、食中毒等の発生及びまん延防止等の衛生管理は適切に行なわれているか。

エ 防災体制確立、少なくとも月1回の避難及び消火訓練の実施など、各種の災害に備えた対策が講じられているか。

オ 給食を適切に提供しているか。

カ 教育・保育の内容等について自ら評価を行い、質の向上に努めているか。

キ 入所児童数に対し、保育士の数は基準を満たしているか。

ク 労働基準法等の関係法規を遵守し、就業規則や給与規程が整備され、適正な職員処遇が行なわれているか。

ケ 委託費の弾力運用について、通知等に基づいた適正な会計処理がなされているか。

コ 運営規程の概要や職員の勤務体制、利用者負担などについて、利用者へ適切に情報提供を行っているか。

サ 上乗せ徴収・実費徴収について、適切な取扱いを行っているか。

シ 不適切な保育が発生していないか。その未然防止に取り組んでいるか。

(2) 認可外保育施設

ア 児童の午睡時の対応について、安全かつ適正な職員の対応がなされているか。

イ 薬剤、刃物等の危険物の管理や遊具等の安全性の確保、乳幼児突然死症候群等の防止など、事故防止に取り組んでいるか。また、救命処置の訓練が適切に行われているか。

ウ 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも月1回実施しているか。

エ 保育に従事する者の数及び有資格者数は基準を満たしているか。

オ 児童・職員の健康診断は適切に行なわれているか。

カ 食物アレルギーへの対応がなされているか。

キ 不適切な保育が発生していないか。その未然防止に取り組んでいるか。